

第17回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年12月10日(月) 午後2時00分から4時00分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	高井 啓
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	10	倉田 一良
委員	1	小倉 剛	委員	11	中川 講一
委員	2	瀧井 和雄	委員	12	伴 慎也
委員	3	川村 克己	委員	13	寺田 勝典
委員	4	西田 くみ子	委員	14	林 廣美
委員	5	山下 年数	委員	15	福永 甚藏
委員	6	葛原 準子	委員	16	林田 清光
委員	7	吉田 新太郎	委員	17	服部 嘉子
委員	8	森地 隆照			

5. 欠席委員 0名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席17番 服部 嘉子 委員
議席18番 田畑 啓之助 委員

8. 総会日程

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第80号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第81号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第82号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第83号 事業計画変更承認申請審議について
- 議案第84号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告事項

- 会長報告事項
- 副会長報告事項
- 広報編集委員会報告事項
- 甲賀市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会報告事項
- 事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者 4名

事務局長	西出	幸司
局長補佐	松井	章
局長補佐(農地係長)	宿谷	辰夫
農政係長	石山	善栄

10. 会議の概要

- 事務局長 只今より、第17回甲賀市農業委員会総会を開会いたします。
携帯電話については、電源をお切りいただくかマナーモードをお願いします。
まず初めに、甲賀市市民憲章のご唱和をお願いします。
- 全 員 【市民憲章唱和】
- 事務局長 それでは、開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。
- 会 長 【11月は多くの行事に参加し、先進市町の取り組みを確認した】
【地域の合意形成を図ることが、最適化を推進する上で最も重要であることを痛感】
【地域の实情に沿った取り組みができるよう、推進委員会を軌道に乗せたい】
【昨今の農業委員会に係る農政の動きについて】
- 事務局長 北田会長、ありがとうございました。
それでは、これより議事となりますので、総会会議規則 第7条第1項の規定により、
会長に議事の進行をお願いいたします。
- 議 長 それでは、私の方で議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則 第6条の規定による本日の欠席委員は0名で、
遅参、早退の届出はありません。
よって、本総会の出席委員は19名で、法定定足数である過半数に達しておりますので
開会を宣言します。
- 続きまして、総会会議規則 第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名
させていただきます。
議席順に、議席17番 服部嘉子委員と、議席18番 田畑啓之助委員を指名いたします。
どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 最初に、議案第80号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議
題といたします。
まず、3条調書 整理番号16番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 譲渡人は大阪府にお住まいであり、耕作が行えなくなったことから親戚である譲受人に
相談されたところ、農地の所有権の移転について合意されたため、贈与による所有権移
転申請を行われました。
譲受人は現在水口町巖峨で水稻をされており、申請地でも水稻を栽培される予定です。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議 長 ありがとうございました。
整理番号16番につきましては、議席8番 森地委員から説明をお願いいたします。

- 担当農委 譲渡人と譲受人は、本家と分家の関係です。
譲渡人は今年の1月に申請地を遺産相続されましたが、耕作することができないため、これまでから申請地を耕作されていた譲受人に贈与されることになりました。
現地も確認しましたが、何ら問題なく許可相当と考えます。
- 議 長 ありがとうございます。続いて、区域番号10番 奥村推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読説明をお願いします。
- 事務局 譲受人が遠方にお住まいのため耕作ができず、経営規模拡大を考えていた譲受人との協議の結果、今回の申請となりました。
申請地は水稻の作付けがされており、何ら問題もなく許可相当と判断されます。
- 議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 **【異議なしの声】**
- 議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号16番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号16番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、整理番号17番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 譲渡人は高齢で耕作が行えなくなったことから、申請地の隣接地にお住まいの譲受人に相談され、売買による所有権移転申請を行われました。
譲受人は現在水稻、茶と野菜を耕作されており、申請地では野菜を栽培される予定です。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号17番につきましては、議席18番 田畑委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 譲渡人は高齢で歩行も困難な状況で、農作業ができる状態ではありません。
譲受人は申請地が耕作放棄地となるのを心配して、売買されることになりました。
11月11日に現地確認し、許可相当と判断しました。
- 議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号17番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号17番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、整理番号18番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 譲渡人は湖南省にお住まいで耕作が困難であったことから、申請地の近隣に住まわれる譲受人と売買による所有権移転申請を行われました。
譲受人は現在土山町北土山で茶を栽培されており、申請地でも茶を栽培される予定です。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。
整理番号18番につきましては、議席18番 田畑委員から説明をお願いいたします。

担当農委 譲渡人は湖南省在住でここ数年は耕作されておらず、荒廃化している状況です。
譲受人は申請地の近くに茶畑を所有しておられ、譲渡人に売買を申し出られました。
耕作放棄地の再生は、地域農業にとって大変喜ばしいことであります。
11月6日に推進委員と共に現地確認を行い、許可相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号17番 綾戸推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読説明をお願いします。

事務局 譲渡人は湖南省在住で、以前から茶畑としての管理ができず困っておられました。
譲受人は申請地の近くに住む茶の専門農家で、取得後は茶畑として再生されます。
放棄される茶畑が増える昨今、大変ありがたいことであり、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号18番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号18番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、整理番号19番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 譲渡人は2人とも高齢で後継者もなく耕作が行えなくなったことから、申請地に隣接する農地を耕作されている譲受人に相談されたところ、農地の所有権の移転について合意されたため、売買による所有権移転申請を行われました。
譲受人は現在信楽町上朝宮で水稻と茶を栽培されており、申請地では水稻を栽培される予定です。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号19番につきましては、議席19番 私、北田からご説明いたします。
- 担当農委 1筆については不耕作ですが草刈り等の管理を、1筆については水稻を栽培されており、今回話がまとまって、売買により所有権移転されます。
譲受人は引き続き水稻を栽培されますので、何ら問題なく許可相当と考えます。
- 議 長 続いて、区域番号45番 関谷推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 譲渡人は高齢で耕作できない状況で、譲受人は地域農業の中心的存在です。
農地の荒廃を防ぐことができるので、許可相当と考えます。
- 議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員より説明いたしました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号19番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号19番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、議案第81号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、4条調書 整理番号19番ならびに20番につきましては、関連がございますので一括審議といたします。なお、採決につきましては個々に行います。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号19番及び20番は、所有者が同一で土地が隣接しているため、転用目的は異なりますが、一括して説明します。
申請地は、都市計画法に規定する用途区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。

まず整理番号19番については、申請者は高齢により茶畑の管理が困難となりましたが、荒地となるのは避けたいと考えておられ、またクリーンエネルギーの供給に寄与したいという思いをお持ちでした。

申請地の隣接はご本人の所有地ですが、平成28年6月に5条申請され、子が社長を務める会社が太陽光発電事業をされています。

申請地はその隣接地の残地のような形状で、北側や西側は川や山林に囲まれています。今般、土地の有効利用の観点から、太陽光発電施設を設置する申請がありました。

計画によると、現状の地盤高のまま太陽光パネル40枚、10.6kWを打ち込み鋼管により設置されます。

次に20番については、北芝団地に隣接していることから貸駐車場とされます。

現状の地盤高のまま駐車スペース12台分を確保されます。

どちらについても、雨水排水は敷地内の自然浸透により処理されると共に、側溝も設置されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。

整理番号19番ならびに20番につきましては、議席18番 田畑委員から説明をお願いいたします。

担当農委 2年前、今回の申請地の北側に申請人が太陽光発電施設を申請され、許可されました。その時に19番の土地もその土地に含まれると思われ、埋め立てをされました。今回の申請で地番や所在を再確認し、顛末案件として申請がありました。申請人も反省し顛末書も添付しておられますので、よろしく申し上げます。

また、20番については20年以上駐車場として利用されております。

今回、農地法の手続きができていないことが判明し、顛末案件として申請がありました。周辺の農地への影響はなく、転用について何ら問題はありません。

現地確認は11月14日に行いました。

議長 ありがとうございます。

続いて、区域番号17番 綾戸推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読説明をお願いします。

事務局 19番は、事業を進める中で農地法の手続きができていないことが判明しました。20番は、以前より駐車場となっていました。農地法の手続きが未了でした。近隣に農地もなく、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。

只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

- 委員 【異議なしの声】
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、まず、整理番号19番について採決します。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号19番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議長 次に、整理番号20番については、先程の一括説明で異議なしというお声をいただいておりますので、引き続き採決を行います。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号20番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議長 続きまして、整理番号21番ならびに22番につきましては、関連がございますので一括審議といたします。なお、採決につきましては個々に行います。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号21番及び22番についても、所有者が同一である上、共に昭和期からの顛末案件であるため、一括してご説明申し上げます。
申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
申請者は、整理番号21番の土地に昭和47年に倉庫を建築し、整理番号22番の土地を昭和50年からガレージとして利用されてきました。
倉庫は、測量・設計事務所を運営されていたことから、その関係用具・備品置場として、駐車場は、営業車用として必要性に迫られ設置されたものです。
雨水は暗渠水路や排水管を通じて既設側溝へと排出されているため、周辺農地への被害はないものと考えられます。
- 議長 ありがとうございます。
整理番号21番ならびに22番につきましては、議席3番 川村委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 現地確認をしましたが、周辺農地への影響はありません。
- 議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号30番 山口推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読説明をお願いします。
- 事務局 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 只今、異議なしというお声をいただきましたので、まず、整理番号21番について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号21番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 次に、整理番号22番については、先程の一括説明で異議なしというお声をいただいておりますので、引き続き採決を行います。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号22番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、議案第82号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、整理番号51番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
譲受人は再生エネルギー事業を社業とされており、土地を探しておられたところ、市外に転出していた譲渡人と折り合いが付き、今回転用申請されたものです。
申請地の南側一帯が河川であることから、パネルの反射による周辺への影響はなく、日当たりの良い立地条件がそのまま活かせるため適地と判断されたものです。
計画によると、ほぼ現状の地盤高のまま、太陽光パネル360枚、最大49.5kWを打ち込み鋼管により設置されます。
また、雨水は側溝を設置し周辺農地へ流出しないよう計画されており、周囲にフェンスも設置されることから今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。
整理番号51番につきましては、議席14番 林委員から説明をお願いいたします。

担当農委 譲渡人は今年3月まで申請地の隣地にお住まいでしたが、家を売却し市外に出られました。今回、農地が管理できないということで、売買により太陽光発電を設置されます。

- 議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号14番 村木推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読説明をお願いします。
- 事務局 譲渡人は元々農業を営んでおられず、今回湖南省に転居されたため申請地を売却されたものと聞いています。
また、あまり農地に適した土地ではなく、太陽光発電をしても近隣の農地や住民に迷惑がかかるものではありません。
- 議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委員 **【異議なしの声】**
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号51番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 **【挙手全員】**
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号51番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議長 続きまして、整理番号52番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
譲受人は自分が生まれ育った土山町への移住を考えておられ、昨年に水口町へ転出された譲渡人との取引がまとまり、5条申請されたものです。
譲受人は宅地（家屋）との一体利用での購入を予定しておられます。
計画によると、進入口を設けて車が3台入れるよう整地をされます。
なお、前の居住者である譲渡人が、元々駐車場として確保されていたスペースがあり、この部分については顛末書が添付されています。
雨水は地下浸透による処理が可能なことから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。
- 議長 ありがとうございます。
整理番号52番につきましては、議席7番 吉田委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 譲渡人は市内への移住を、譲受人は土山町への移住を考え、話がまとまりました。
何ら問題ないと考えます。
- 議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号19番 松下推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

- 担当推委 周辺農地への影響はなく、許可相当と思われます。
- 議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号52番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号52番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、整理番号53番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
譲受人は譲渡人の子であり、現在は親が住む本宅の離れにお住まいですが、将来のことを考慮し、申請地を適地として一戸建て住宅の建設を計画されました。
計画によると、ほぼ現状の地盤高に135.80㎡の2建て木造の一般住宅を建設、敷地内には駐車スペースを設けられます。
汚水は公共下水道に接続、雨水は敷地南側の市道の既設側溝に放流されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号53番につきましては、議席7番 吉田委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 申請地は昔からの屋敷畑であり、転用には問題ありません。
現地確認は10月3日に行いました。
- 議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号53番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号53番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、整理番号54番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
譲受人は譲渡人の子とその夫であり、現在は親が住む本宅に同居されていますが、将来のことを考慮し、申請地に一戸建て住宅の建設を計画されました。
計画によると、前面市道の地盤高を基本に切土され、108.05㎡の2階建て木造の一般住宅を建設、敷地内には駐車スペースを設けられます。
汚水は公共下水道に接続、雨水は一箇所に集めて既設側溝に放流されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。
整理番号54番につきましては、議席4番 西田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 譲受人は娘夫婦で数年前から同居されていますが、家族の増加に伴い家を建てられます。
周辺は譲渡人の土地であり、何ら問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号54番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号54番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、整理番号55番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、団地の規模が概ね10ha未満の区域内の農地転用が可能な第2種農地です。
譲受人は、社業の一つとして再生エネルギー事業の推進に力を入れておられます。
また、譲渡人は高齢で耕作が困難なため、土地の有効利用を考えておられたことから、双方が合意に至り、売買により太陽光発電施設を設置されます。
申請地は日当たりが良く、新名神高速道路のインターチェンジから近く、周囲に住宅が少ないことから適地と判断されました。
計画によると、太陽光パネル340枚、49.5kWを打ち込み鋼管により施工されます。

現状の田の高さから30cm程度砕石により盛土を行われ、法面は勾配の安定を維持し、南側の水路に影響が出ないように工事をされます。

また、前面には高さ1.5mのフェンスを設置され、雨水は自然浸透により処理するとともに、南側の水路へと放流されます。

議長 ありがとうございます。
整理番号55番につきましては、議席9番 高井委員から説明をお願いいたします。

担当農委 現況は田ですが不耕作地となっており、周辺の農地も不耕作となっています。
許可が下り次第、太陽光発電施設を設置されると聞いています。

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号40番 木下推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 11月14日に農業組合長と共に現地確認し、何ら支障ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号55番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号55番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、整理番号56番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内にある、農地転用が可能な第3種農地です。
譲受人は登り窯の薪を製造しておられますが、事業拡大に伴い大型トレーラーから原木を降ろす場所を近辺で探しておられました。
今回、譲渡人の協力を得られたこともあり適地であると判断されたものです。
計画によると、市道の高さまで埋め立て、原木置場と作業場として利用されます。
雨水は自然浸透による処理が可能であり、周辺農地への被害はないと考えられます。

議長 ありがとうございます。
整理番号56番につきましては、議席13番 寺田委員から説明をお願いいたします。

- 担当農委 平成19年より転用されたとのことですが、それ以前からこの地域は水利が悪く、全く耕作されず長年放置されてきたと聞いています。
隣接地には大規模な太陽光発電施設があるため、周辺農地への影響もありません。
11月12日に推進委員と共に現地確認を行い、許可相当であると判断しました。
- 議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号44番 瀬野推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 現地確認し、何ら問題ないと判断しました。
- 議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号56番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号56番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、議案第83号「事業計画変更承認申請審議について」を議題といたします。
整理番号4番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、当初許可後に地目変更され宅地となっております。
現在は農地ではありませんが、当初許可から約10年経過していること、建物の構造や面積の規模が申請時の計画と大きく異なることから、今回の変更申請に至りました。
平成19年7月の許可当時は、鉄骨造平屋建て、延床面積725.94㎡の常温倉庫でしたが、景気の状態や会社の経営戦略、事業予算の見直しなどから、今年になり鉄骨造2階建て、延床面積7,705㎡の冷蔵倉庫を建築する方向となりました。
保管方法の需要比率が変わってきており、見直しはやむを得ないとのことでした。
敷地排水については、当初許可通り北側側溝の流末にある雨水浸透槽へと集水処理されますので、近隣に影響はないものと考えられます。
また、周囲には既設のフェンスも設置されています。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号4番につきましては、議席7番 吉田委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 排水は既設の排水路に放流されるので、建物は大きいですが何ら問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号4番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号4番については原案のとおり可決し、承認することに決定します。

議長 続きまして、議案第84号につきましては、私の親族の案件がございますので、議事参与の制限により、一時退席させていただきます。
なお、当案件の審議の間は、総会会議規則 第7条第2項の規定により、田畑副会長に議事の進行をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

臨時議長 それでは、議案第84号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
なお、議席14番 林委員ならびに議席19番 北田委員におかれましては「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限規定により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【林委員・北田委員 退席】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は20件です。
借手、貸手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりです。
設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数17名、借り手は実人数13名、面積は51,224㎡となります。
次に、所有権移転の合計の売り手および買い手の人数は2名で、面積は8,601㎡です。
また、借り手・買い手の経営状況については、22、23ページの一覧のとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

臨時議長 ありがとうございます。
只今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

臨時議長 只今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第84号について採決します。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

臨時議長 挙手全員でございます。
よって、議案第84号については、原案のとおり可決し、本日付けをもって市へ決定する旨の通知をします。

臨時議長 それでは、林委員と北田委員の入室、着席を求めます。
また、北田会長が戻られましたので議長を交代します。

議長 それでは改めまして、私の方で議事の進行をさせていただきます。
続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 今月の農地法第5条の届出内容は分譲宅地3件、庭1件の計4件で、譲受人・譲渡人の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては調書のとおりです。
また、農地法施行規則第29条第1号の届出は1件で、申請者の住所・氏名、土地の所在・地目・転用面積等につきましては調書のとおりです。

議長 ありがとうございます。
報告案件は以上であります。特にご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

なお、推進委員さんにおかれましては、ここでご退席いただいても結構ですが、せっかくの機会ですので、何かご意見がございましたらお伺いいたします。

特にご意見等もないようですので、ここで一旦、休憩を取りたいと思います。
ご退席いただく推進委員さんにおかれましては、本日はどうもありがとうございました。

【休憩】

- 議長 それでは会議を再開し、これより報告事項に入ります。
最初に、**報告事項 1 の「会長報告事項」**について、私よりご報告いたします。
- 会長 【滋賀県都市農業委員会連絡協議会県外研修会について】
【全国農業委員会会長代表者集会について】
【第 2 回意見書検討委員会の開催について】
- 議長 続きまして、**報告事項 2 の「副会長報告事項」**について、お願いいたします。
- 副会長 【委員農地パトロールの結果について】
【伊賀市農業委員会との交流会について】
- 議長 続きまして、**報告事項 3 の「広報編集委員会報告事項」**について、
山下委員長よりお願いいたします。
- 山下委員 【第 1 回広報編集委員会の結果について】
【第 2 回広報編集委員会の開催について】
- 議長 続きまして、**報告事項 4 の「甲賀市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会報告事項」**
について、私よりご報告いたします。
- 会長 【農地利用最適化推進委員の追加募集の状況について】
- 議長 続きまして、**報告事項 5 の「事務局報告事項」**について、お願いいたします。
- 事務局 【前回総会から次回総会までの経過と予定について】
【農地法第 18 条第 6 項報告及び利用権設定満了報告について】
【農業委員会手帳の配布について】
【平成 31 年度 総会日程について】
【第 18 回総会について】
- 議長 ありがとうございます。報告事項は以上です。
それではここで、皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等が
ございましたら、お伺いいたします。
- 議長 特にご質問等もございませんので、以上をもちまして本総会の議事は全て終了しました。
ご審議いただき、ありがとうございました。
- 事務局長 それでは、第 17 回甲賀市農業委員会総会の閉会にあたりまして、
田畑副会長より閉会のご挨拶を申し上げます。
- 副会長 【閉会挨拶】